

計 画 書

名古屋都市計画地区計画の決定（北名古屋市決定）

都市計画北名古屋沖村西部地区計画を次のように決定する。

名 称	北名古屋沖村西部地区計画	
位 置	北名古屋市沖村 西ノ川、白弓、佐渡、舟附、六反、八反、五反の各一部	
面 積	約 33.1ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、市の南西部に位置し、名古屋市中心部から 10km 圏内に位置するとともに、周囲を高規格道路や主要国道等といった広域交通網に囲まれた利便性が高い地区である。</p> <p>土地区画整理事業により計画的な都市基盤整備を行い、広域交通網を活用した工場等が集積した市街地形成を図るものである。また本地区周辺には、既存住宅地や小・中学校が立地していること等から、周辺環境に配慮した土地利用計画が必要となっている。</p> <p>そこで本地区では、土地区画整理事業による都市基盤整備にあわせ地区計画を定めることにより、本市の産業活性化を担う工業地を形成し、周辺環境に配慮した土地利用の規制・誘導を行うとともに、都市基盤整備の効果の維持・保全を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>本地区を以下のように区分し、各地区の土地利用の方針を定める。</p> <p>A地区 地区中央部の大中企業立地ゾーンを中心に、工場等が集積した土地利用の形成を図る。</p> <p>B地区 幹線道路沿道の特徴を活かした業務系施設等が集積した土地利用の形成を図る。</p> <p>C地区 地区外の小中学校に配慮した、危険性が少ない工場等が集積した土地利用の形成を図る。</p> <p>D地区 隣接住宅地との調和を図りつつ、工場の従業員等の住宅地等の立地を誘導するための土地利用の形成を図る。</p> <p>E地区 幹線道路沿道として業務系施設等の集積と、沿道サービス施設を許容した土地利用の形成を図る。</p>

	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、地区区分に応じた土地利用がなされるよう、建築物の用途の制限を定める。
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	土地区画整理事業により、道路・公園・排水施設等の公共施設の整備を計画的に実施する。また、地区西側に隣接する一級河川水場川の河川改修事業が管理者（愛知県）により進められていることから、河川改修計画と整合した排水整備を実施する。

	地区の区分	地区の名称	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
		地区の面積	約22.7ha	約2.0ha	約3.3ha	約4.4ha	約0.7ha
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない	次に掲げる建築物は建築してはならない	次に掲げる建築物は建築してはならない	次に掲げる建築物は建築してはならない	次に掲げる建築物は建築してはならない
			<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 店舗、飲食店、展示場で床面積の合計が3000㎡を超えるもの 3 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 4 カラオケボックスその他これに類するもの 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 建築基準法施行令第130条の7に掲げる規模の畜舎 7 建築基準法施行令第130条の2の2第二号に掲げる処理施設 	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 店舗、飲食店、展示場で床面積の合計が3000㎡を超えるもの 3 建築基準法施行令第130条の7に掲げる規模の畜舎 4 建築基準法施行令第130条の2の2第二号に掲げる処理施設 	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 店舗、飲食店、展示場で床面積の合計が3000㎡を超えるもの 3 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 4 カラオケボックスその他これに類するもの 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 建築基準法施行令第130条の7に掲げる規模の畜舎 7 建築基準法別表第2(ぬ)第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を営む工場 8 自動車修理工場 9 建築基準法別表第2(ぬ)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの 10 建築基準法施行令第130条の2の2第二号に掲げる処理施設 	<ol style="list-style-type: none"> 1 店舗、飲食店、展示場で床面積の合計が3000㎡を超えるもの 2 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 3 カラオケボックスその他これに類するもの 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 自動車車庫で床面積の合計が300㎡を超えるもの又は3階以上の部分にあるもの(建築物に附属するもので建築基準法施行令第130条の8で定めるものは除く) 6 倉庫業を営む倉庫 7 建築基準法施行令第130条の7に掲げる規模の畜舎 8 建築基準法別表第2(と)第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を営む工場 9 自動車修理工場 10 建築基準法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの 11 建築基準法施行令第130条の2の2第二号に掲げる処理施設 	<ol style="list-style-type: none"> 1 店舗、飲食店、展示場で床面積の合計が3000㎡を超えるもの 2 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 3 自動車車庫で床面積の合計が300㎡を超えるもの又は3階以上の部分にあるもの(建築物に附属するもので建築基準法施行令第130条の8で定めるものは除く) 4 倉庫業を営む倉庫 5 建築基準法施行令第130条の7に掲げる規模の畜舎 6 建築基準法別表第2(と)第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を営む工場 7 自動車修理工場 8 建築基準法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの 9 建築基準法施行令第130条の2の2第二号に掲げる処理施設

「区域、地区の区分及び土地利用の制限の区域は計画図表示のとおり」